

(保護者用) 日本スポーツ振興センター災害共済給付について

「独立行政法人日本スポーツ振興センター」は、加入者である児童生徒が学校の管理下において災害（負傷、疾病、障害または死亡）にあった場合、その保護者に対して日本スポーツ振興センター法の規定に基づいて災害共済給付を行います。（なお、学校管理下での災害においては、受診の際は医療機関窓口で「子ども医療費助成受給券」は使用せず、保険診療の一部負担金3割相当額をお支払下さい。後日、支払った分を含めた給付金が支給されます。）

1 給付の種類と内容

(1) 医療費

健康保険法に基づく医療費が5,000円（窓口3割負担分が通常1,500円）以上の場合に、原則としてその医療費の4割（医療費が5,000円の場合2,000円）が給付金として支給されます。なお、保険適用外の診療に係る医療費については給付の対象とされません。

(2) 障害見舞金

負傷、疾病が治った（固定した）場合において存する障害のうち、文部科学省令で定められる程度のものが対象となります。第1級（4,000万円）から第14級（88万円）まで、それぞれの区分に応じて給付金が決定されます。ただし、登下校中等に負傷した場合は2分の1に減額されます。

※障害の例 ・ 3本以上の歯に歯科補綴を加えたもの ・ 視力や聴力の著しい低下
・ 手や足の指骨の一部を失った場合 ・ 外貌に醜状を残すもの

(3) 死亡見舞金

学校管理下において死亡した場合に、文部科学省令の定めにより給付されます。給付金の額は3,000万円（登下校中等及び突然死の場合は1,500万円）です。

2 給付の制限

災害共済給付については、法の規定により次のような制限があります。

- (1) 請求の時効は、給付事由が生じてから2年間です。（病院等に受診した日の属する月ごとに2年間となります。）
- (2) 同一の負傷・疾病に関する医療費の支給期間は、初診日から最長10年間です。
- (3) 国家賠償法、民法その他の法律による損害賠償を受けたとき、または他の法令の規定により国もしくは地方公共団体から療養費の支給、補償、給付等を受けたときは、災害共済給付に制限があります。
義務教育諸学校の児童生徒のうち、生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。
- (4) 風水害、震災その他の非常災害による場合は、給付は行われません。
- (5) 自己の重大な過失による場合は、政令による制限があります。
- (6) 学校管理下とは認められない運動競技大会・高等学校入試等による災害の場合は、給付を受けられません。

3 学校の管理下について

ここでいう学校管理下とは、次の場合をいいます。

- (1) 法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき
- (2) 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けているとき
- (3) 休憩時間中、その他校長の指示または承認に基づいて学校内にいるとき
- (4) 通常の経路及び方法により通学（登下校）するとき

4 共済掛金について

日本スポーツ振興センターへ納入する共済掛金は、各年度につき、児童生徒一人当たり935円です。

掛金額については、460円を保護者に負担していただき、475円を千葉市で負担します。

なお、生活保護及び準要保護の認定を受けている場合は掛金の支払が免除されます。

※学校へ書類を提出してから給付金が支給されるまでの期間は審査等の都合上、通常3ヶ月程度を要しています。